

平成23年度 名古屋市地震対策専門委員会
報告書

平成24年7月

【目次】

はじめに	1
1. 災害の調査・検証	7
～ 震災の教訓を減災に役立てるために ～	
2. 災害対応力の向上	10
～ 市民のいのちと暮らしを守るために ～	
3. 災害に強いまちづくり	21
～ 巨大地震に負けない減災のまちづくり ～	
4. 地域防災力の向上	26
～ すべての人が自ら納得し、行動するしくみづくり ～	
5. 災害情報の収集・提供体制の充実・強化	35
～ 正しく知り、正しく恐れ、正しく対応するために ～	
参考資料	41

はじめに

昨年3月11日に発生した「東日本大震災」は、長く続いた強い揺れと巨大津波のすさまじい破壊力などにより岩手、宮城、福島県をはじめとした22都道県において、死者15,800人余、負傷者6,000人余、行方不明者約3,000人（注）という甚大な人的被害を引き起こすとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故や首都圏における帰宅困難者問題などをもたらした広域・複合災害となりました。

亡くなられた方々には、深く哀悼の意を表すとともに、1日も早い被災地の復興をお祈りいたします。

名古屋市では、これまでも平成7年の阪神・淡路大震災のほか、平成14年の想定東海地震に係る「地震防災対策強化地域」や平成15年の東南海・南海地震に係る「東南海・南海地震防災対策推進地域」への指定を契機に、その都度、地域防災計画の充実をはかってきましたが、このたびの東日本大震災を重大な教訓として受け止め、今後の地震防災対策に生かし、一層、安全で災害に強いまちづくりをすすめていく必要があると考えます。

「名古屋市地震対策専門委員会」は、名古屋市の地震防災対策をさまざまな角度から点検し、その課題の抽出と対応策の検討を行っていくため、名古屋市防災会議のもとに平成23年8月27日に発足した検討組織です。

今年度は、名古屋市が当面行うべき地震防災対策の方針として公表した「名古屋市震災対策基本方針」をもとに防災対策全般の点検を実施しました。本報告書はその点検の過程で明らかとなった地震防災対策において名古屋市のとるべき考え方や課題などを取りまとめたものです。

日本で有数の産業集積地といえる中部圏、その中心都市である名古屋において、圏域全体を見据えた減災施策をすすめ、日本全体の減災を実現できるよう、当委員会では今後も検討をすすめてまいります。

名古屋市地震対策専門委員会

（注）死者、行方不明者いずれも平成24年6月27日警察庁発表数値による。

検討の背景、目的及び検討組織

・ 背景

名古屋市は、東海地震に係る「地震防災対策強化地域」に加え「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、これらの地震により著しい災害に見舞われるおそれがある。さらにこれらの地震は、過去にも連動して発生していることから、近い将来東海地震などが連動して発生するのではないかと懸念されている。

しかしながら、名古屋市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）は、想定東海地震、想定東南海地震、想定東海・東南海連動地震および濃尾地震を想定地震としていることから、かねてより三連動地震などを想定した地震防災対策の早急な策定が求められていたところである。

このような状況のもと、昨年3月11日に発生した東日本大震災は、長く続く強い地震動が広域的に発生するとともに、想定をはるかに超えた巨大津波が東北地方沿岸部一帯を襲い、これまでにない甚大な被害をもたらした。このことは、地震災害の恐ろしさを呼び起こすとともに、起きうる最大の震災を想定する必要性や、公助のみならず自助、共助による日頃の備えの大切さのほか、防災のためのまちづくりのあり方、情報伝達体制の確保および自治体間における広域な連携の重要性などを改めて認識させるものであり、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されているこの地方にとっても忘れてはならない重要な教訓となった。

その後、昨年6月に開催された名古屋市防災会議では、東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、東海・東南海・南海地震などの巨大地震から市民のいのちとまちを守るため、地震防災対策の強化に対する意見を取りまとめた『緊急提言』が、学識者および有識者から提出された。

名古屋市ではこの『緊急提言』を受け、昨年8月に『名古屋市震災対策基本方針』を策定し、当面行うべき地震防災対策の方針を定めた。この方針をもとに、「まずは市民のいのちをまもる」ために早急に対応すべき課題について、可能な事業から順次着手しているところである。

一方、国においては、昨年9月に中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」による報告がまとめられ、12月に防災基本計画が修正された。この中では、東日本大震災がこれまでの想定をはるかに超えた地震によって大きな津波を発生させたとの認識に立ち、たとえば津波対策について、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらす最大クラスの津波と、津波高は低いが発生頻度が高い津波の2レベルを想定し、前者においては住民避難を軸とした総合的な対策により対応し、後者においては海岸保全施設等の整備により対応するなどといった、今後の地震・津波対策の方向性が示された。なお、原子力災害対策特別措置法の改正とそれともなう防災基本計画の見直し作業についても現在進行しているところである。

この地方では、巨大地震に対して総合的かつ広域的視点から地域が一体となって重点的・戦略的に減災に取り組むため、運命を共にする中部圏の国、地方公共団体、学識経験者、地元経済界が幅広く参加する東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議が、昨年10月に発足し、12月に「中部圏地震防災基本戦略（中間とりまとめ）」を策定した。

また愛知県においては、昨年9月に「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査検討委員会」を設置して被害予測調査に着手し、平成25年度を目途に愛知県地域防災計画の抜本的見直しを行うことが計画されている。

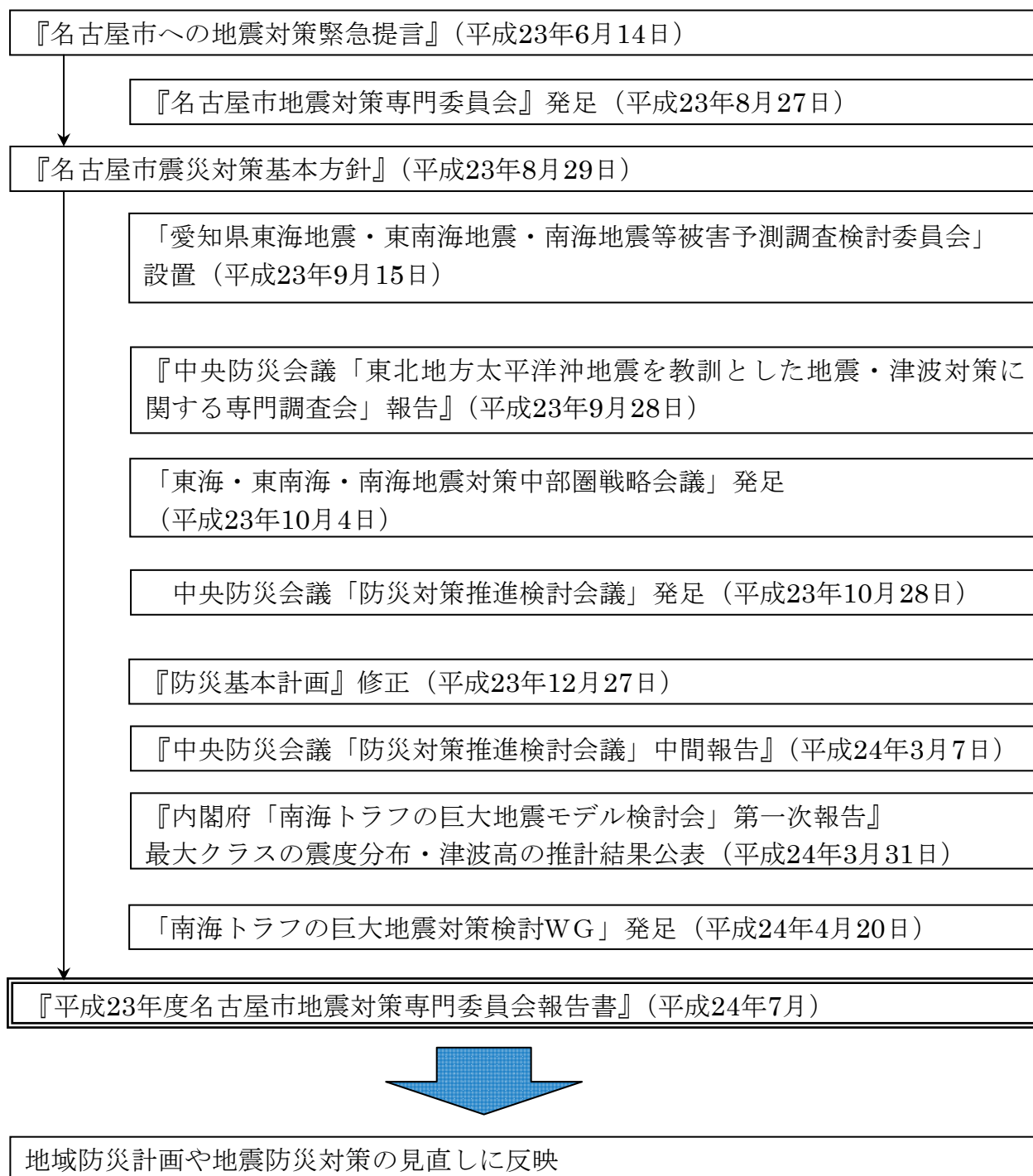


図 名古屋市の震災対策に関する検討の流れ

・ 目的

現在の地域防災計画は、想定東海地震、想定東南海地震、想定東海・東南海連動地震および濃尾地震を想定している。また、津波については高潮防波堤や防潮壁などにより、ハード的に防ぐという考え方に基づいている。

一方、中央防災会議では、東日本大震災をふまえあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波想定を実施することにより、地震・津波対策を抜本的に強化する方針を打ち出した。また、津波については、発生頻度は極めて低いが甚大な被害をもたらす最大クラスのもの、過去に比較的頻繁に発生した津波と同レベルの頻度および津波高のものを想定し、前者は住民避難を軸とした総合的な対策により対応し、後者は海岸保全施設等の整備により対応するという方向性を示している。現在、中央防災会議ではこれらをふまえ、南海トラフ巨大地震や首都直下地震への対策等について検討がすすめられている。

そのため、名古屋市においても、このような国の方針に基づき、地域防災計画や地震防災対策について、近い将来発生することが危惧されている南海トラフ巨大地震による地震・津波も考慮した見直しを行うものである。なお、津波に対するハード対策については、対応すべき津波高に関する検討を行った上で、見直しを行う必要があるものと考ええる。

・ 検討組織

名古屋市防災会議により委嘱された「名古屋市地震対策専門委員」（以下「専門委員」という。）を構成員として、「名古屋市地震対策専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置するとともに、専門委員会の下に、緊急提言などを参考に震災対策基本方針において定めた5つの方針ごとに分科会を設置した。

なお、専門委員会は各分科会の会長および副会長により構成されている。

■地震対策専門委員会

(1) 地震災害調査・検証分科会

東日本大震災の検証と地震被害想定に関すること

(2) 災害対策検討分科会

災害対応や復旧・復興の充実に関すること

(3) 災害に強いまちづくり分科会

耐震対策や災害に強い都市形成に関すること

(4) 防災力向上分科会

防災教育や普及啓発等による地域防災力の向上に関すること

(5) 災害情報検討分科会

災害広報や効率的な情報収集・伝達体制の充実に関すること

今年度の検討内容及び報告書について

・ 今年度の検討内容について

今年度は各委員の専門的な知見に基づき、東日本大震災の調査・検証のほか、南海トラフの巨大地震における名古屋市の被害想定項目の検討を行うとともに、『名古屋市震災対策基本方針』をもとに名古屋市の地震防災対策の点検を行った。

・ 報告書について

この報告書は、専門委員会および各分科会の検討結果に基づき、名古屋市の地震防災対策において強化、充実すべき施策について、各分科会で検討している5つのテーマを「方針」として定め、それぞれの方針ごとに「施策の柱」および「強化・充実すべき施策」を取りまとめたものである。

これらの施策を実施することにより、名古屋市が「防災協働社会を実現し、安心して暮らせる減災都市『名古屋』」を構築していくことを望むものである。

なお、今後国や県により被害想定や防災対策などについて検討がすすめられる予定であることから、専門委員会においては、これらとの整合性をはかりつつ、減災に役立つとともに市民にとってわかりやすい被害想定を実施するため、検討を引き続き行う予定である。

今後、名古屋市がこの報告書をもとに施策を実施する際には、国や県、近隣自治体との連携をはかりつつすすめられたい。また具体化、事業化までの目標を定めた計画を策定し、定期的に進捗を管理することにより、その実効性を確保するようはかられたい。

なお、進捗状況については、専門委員会において検証を行うため、適宜報告を行うよう取りはかられたい。

名古屋市におけるこれからの防災対策の基本方針・施策の考え方

方針	施策の柱	強化・充実すべき施策		
1 査・ 検 証	1.1. 東日本大震災の検証	1.1.1. 東日本大震災の検証及び教訓の周知		
		1.1.2. 名古屋市の災害対応能力の強化・充実		
	1.2. 地震被害想定の実施	1.2.1. 地震動・津波に関する被害想定		
1.2.2. 市民視点に立った被害想定への提示				
2 災 害 対 応 力 の 向 上	2.1. 災害対応体制の充実・強化	2.1.1. 職員及び組織の災害対応力の向上		
		2.1.2. 発災後における防災活動拠点の機能維持		
	2.2. 消火・救助体制の充実・強化	2.2.1. 関係活動機関との連携体制の充実・強化		
		2.2.2. 消火・救助活動に係る機能の充実・強化		
	2.3. 医療・救護体制の充実・強化	2.3.1. 関係医療機関との連携体制の充実・強化		
		2.3.2. 医療施設・活動に係る機能の充実・強化		
	2.4. 避難対策の充実・強化	2.4.1. 避難計画の充実		
		2.4.2. 避難所運営の円滑化		
		2.4.3. 帰宅困難者対応の充実・強化		
	2.5. 物資等供給体制の充実・強化	2.5.1. 緊急物資等の確保		
		2.5.2. 緊急輸送体制の確保		
	2.6. 広域的な連携体制の充実・強化	2.6.1. 広域的な防災関係機関との連携強化		
		2.6.2. 市民活動団体等との連携強化		
2.6.3. 受援体制の整備				
2.7. 速やかな復旧・復興	2.7.1. 復旧復興体制の強化			
	2.7.2. 被災者支援制度の整備			
	2.7.3. 総合的包括的な生活再建・復興体制の整備			
3 ま ち づ く り	3.1. 耐震化対策の推進	3.1.1. 民間建築物の耐震化促進		
		3.1.2. 公共建築物の耐震化促進		
		3.1.3. 公共土木施設の耐震化促進		
	3.2. 災害に強い都市の形成	3.2.1. 避難所・避難地・避難路の確保		
		3.2.2. 市街地の防災性向上		
		3.2.3. 津波防災まちづくりの推進		
3.3. 復興準備	3.3.1. 復興まちづくりのための準備			
4 地 域 防 災 力 の 向 上	4.1. 防災意識の醸成	4.1.1. 防災啓発活動の強化		
		4.1.2. 防災学習の推進		
		4.1.3. 防災啓発体制の強化		
	4.2. 家庭の防災力の向上(自助)	4.2.1. 自宅における防災対策の推進		
		4.2.2. 家族の防災意識の向上		
	4.3. 地域の防災力の向上(共助)	4.3.1. 地域防災の担い手の育成強化		
		4.3.2. 地域活動の連携・強化		
		4.3.3. 防災訓練等の充実・強化		
		4.3.4. 災害時要援護者支援体制の強化		
	4.4. 事業所の防災力の向上(企業防災)	4.4.1. 地域との協力体制の構築		
		4.4.2. 事業所における防災対策の推進		
	4.5. 学校等における防災教育の推進	4.5.1. 教職員の防災意識の向上		
		4.5.2. 児童・生徒等への防災教育の充実		
4.5.3. 保護者への防災教育の推進				
4.5.4. 地域との連携強化				
5 体 制 の 充 実 ・ 強 化	5.1. 災害への備えを促す防災情報の充実・強化	5.1.1. 防災啓発情報の充実		
	5.2. 災害時の情報収集・伝達体制の充実・強化	5.2.1. 発災後の経過に応じた情報収集・整理体制の充実・強化		前兆期
				発災直後
				応急対策期
				復旧・復興期
		5.2.2. 関係機関との情報共有・連携の強化		
5.2.3. 市の情報収集・伝達力の充実・強化				
5.2.4. 情報通信システムの強化				

1. 災害の調査・検証 ～ 震災の教訓を減災に役立てるために ～

東日本大震災は南海トラフ巨大地震と同様に、海洋型の巨大地震により引き起こされた災害であることから、この地震による被災状況について課題等の把握と整理を行い、これらの教訓を名古屋市の災害対応能力の強化充実に役立てるとともに、住民等へ周知し、減災力の向上につなげるべきである。

また、被害想定の実施にあたっては、とるべき対策を的確に実施してゆくため、想定被害を明確にし、地域の歴史的特性や地理的条件をふまえ、複合災害や激甚ケースを想定したシナリオの作成などを行うことが必要である。

そのほか、これらの結果を市民の減災対策につなげるよう、周知方法についても検討を行う必要がある。

1.1. 東日本大震災の検証

1.1.1. 東日本大震災の検証及び教訓の周知

1.1.2. 名古屋市の災害対応能力の強化・充実

○東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0という巨大地震であり、東日本の広い地域が長い時間にわたって強く揺れたことや、想定を超える巨大な津波が東北地方一帯を襲ったことにより、甚大な人的・物的被害が広範囲に発生した。

○そのほか、各地では液状化、地盤沈下、急傾斜地崩落などの地盤災害による被害が生じた。

○都市部では、高層建築物における長周期地震動の発生、帰宅困難者の大量発生、交通渋滞、安否確認の遅れ、物流の遅延などによる混乱が生じた。

<強化・充実すべき施策>

1.1.1. 東日本大震災の検証及び教訓の周知

(1) 東日本大震災の調査・検証

東日本大震災における被災状況や災害対応状況について、現地調査結果などに基づき検証することにより、課題等を把握し整理を行った。

これらの課題については、名古屋市の災害対応能力の強化充実に役立てる。また、これらを職員も含めた市民に貴重な教訓として周知していく方法について検討をすすめる。

(2) 陸前高田市への応援経験から得た課題等の防災施策への展開

陸前高田市への応援経験などから防災対策上の課題等を抽出し、整理した。

これらの課題について名古屋市の防災施策への展開に向け検討を行っていく。

(主な課題)

- ・市区町村役場などの防災拠点が被災した場合の対応
- ・重要データ等のバックアップ
- ・遺体安置所および火葬能力の不足への対応
- ・平常時からの地域の社会資源と連携強化
- ・金銭的生活支援の申請および審査の簡略化
- ・職員の安全確保

1.1.2. 名古屋市の災害対応能力の強化・充実

(1) 名古屋市の災害対応能力の検証及び強化

東日本大震災の検証や陸前高田への応援経験などから把握した課題のうち、「命をまもる」ために、早急に対応すべきものについては可能な事業から着手することとし、平成 23 年度は、「津波避難ビルの指定」「津波避難ガイドマップの策定」「エリアメールなどの情報発信手段の拡充」などを実施した。

今後も早急に対応すべき事業については順次すすめていくものであるが、あわせて、被害想定の結果に基づき、名古屋市が対応すべき防災対策全体の方向性や規模等についても十分に検討を行うものとする。

1.2. 地震被害想定の実施

1.2.1. 地震動・津波に関する被害想定

1.2.2. 市民視点に立った被害想定への提示

○想定される被害の的確な把握

南海トラフの巨大地震では、同じ海洋型巨大地震である東日本大震災と同様に甚大な被害が広域で発生するおそれがある。また余震、誘発地震や風水害などの複合災害の発生のほか、時間帯や季節によりさらに甚大な被害の発生も考えられる。

○地域の記録や地理的特性の考慮

この地方においても、過去に発生した地震の歴史的記録や言い伝えが残っており、その中には実際に発生する被害を的確に示しているものもある。また、被害の発生状況は、この地域の地理的特性に大きく左右される。

○国や県による想定への考慮

国では、東北地方太平洋沖地震の発生をふまえ、南海トラフの巨大地震への対策について検討がすすめられている。平成 24 年 3 月 31 日には地震動と津波高が公表されたが、今年度中に、被害想定推計の公表のほか対策の具体化などがすすめられる予定である。

なお、愛知県においても国の動きに歩調を合わせ、独自に被害想定を行っていく予定である。

○市民へのわかりやすい周知による効果

被害想定が市民にとってわかりやすく提示されることは、十分な理解や納得にもつながり、各自の自助を促す効果が期待できる。

<強化・充実すべき施策>

1.2.1. 地震動・津波に関する被害想定

南海トラフの巨大地震や、内陸活断層の地震など、近い将来に発生が想定されるさまざまな地震とこれによる災害を具体的にイメージし、災害軽減に向けた事前対策、地震時に時間を追って発生する被害への対応、早期の復旧復興に役立てるための「被害想定」を策定する。

(1) 取るべき対策を実施していくための想定被害の明確化

地震動や津波といった基本的な被害想定のほか、東日本大震災において発生した危険物流出・漂流物被害等といった津波がもたらす被害や、地震にともなう地殻変動による地盤沈降、液状化による地盤沈下・側方流動、急傾斜地崩落、長周期地震動による超高層建築物・石油タンク等の被害（長周期地震動の評価方法の検討を含む）についても検討項目に加え、対策を検討できる的確な被害想定をめざす。

なお被害想定を策定にあたっては、国および県が行う被害想定を十分考慮した上で行うものとする。

(2) 歴史的考察や地理的条件等を考慮した被害想定の実施

過去の大規模地震からの教訓を把握するため文献調査などを行うとともに、津波堆積物調査の結果を活用するなど、地形地質・都市の特性等を考慮する。

(3) 複合災害シナリオと激甚ケース災害シナリオの検討

地震発生後の余震・誘発地震、風水害等の発生など複合型地震災害を考慮した災害シナリオや、石油コンビナート等の津波浮遊物からの出火・延焼や、鉄道の脱線などによる甚大な被害の発生を想定した激甚ケースの災害シナリオも作成する。

また、被害が最大になるような時間帯や季節についても考慮する。

1.2.2. 市民視点に立った被害想定への提示

(1) 市民自らが対策に乗り出すようなわかりやすい被害想定への提示

「災害対策活動の充実」や「災害後の市民生活の迅速な復旧・復興」に向けて、市民一人ひとりにとってわかりやすく理解納得できるとともに、その対策がイメージでき、かつ行動に移ることができるような被害想定への提示を行う。

2. 災害対応力の向上 ～ 市民のいのちと暮らしを守るために ～

大規模地震災害発生時において、行政機能を早期復旧するためには、行政における災害対応体制の向上が求められる。また、人命の救済をはかるためには名古屋市域全体の消火・救助体制および医療・救護体制の強化、充実が求められる。

被災後の市民の生活支援や経済活動支援のため、避難所対応や物資供給体制を強化、充実する必要がある。

その上で、被災のなかった地域との連携および応援の受け入れや受援体制の整備、すみやかな復旧・復興に向けた計画および体制の確立をめざす必要がある。

2.1. 災害対応体制の充実・強化

2.1.1. 職員及び組織の災害対応力の向上

2.1.2. 発災後における防災活動拠点の機能維持

○職員の被災による行政機能の低下

東日本大震災では、一部の自治体において地震や津波により自治体の庁舎や多くの職員が被災した。そのため災害対策本部機能が失われるとともに、行政の基幹システムやデータ等が失われ、その後の復旧対応に支障が生じた。

○職員の育成と災害時における庁内連携

大規模災害時においては、職員の被災も想定されることから限られた人的資源で災害時に必須の優先業務を遅延なく実施するためには、職員の育成と庁内連携体制の強化が求められる。

○災害対策業務遂行のために必要な防災拠点機能の整備

発災時に短時間で行政機能を再開し災害対策業務を遂行するためには、非常電源や燃料確保等の施設整備が求められる。

<強化・充実すべき施策>

2.1.1. 職員及び組織の災害対応力の向上

(1) 災害対応能力の高い当事者意識を持った職員の育成

職員参集の遅れや職員自身の被災などにより人的資源の不足が想定されることから、職員一人ひとりの災害対応能力を高めるため、各任用段階における防災教育の充実をはかる。また、現状の職員教育や訓練方法を見直し、効果的な職員教育や実効性のある防災訓練の実施に向けた検討を行う。

(2) 各部局の災害対応力向上、防災への積極的な従事の促進及び連携の強化

平常時の業務内容に基づき、災害時の任務を適切に分担するとともに、全部局が積極的に防災に携わる組織のあり方について検討する。

また、災害想定、事象に応じて有機的な連携が実現できるよう、災害対策本部運

営計画の検証を継続して行う。

そのほか、職員動員方法の再検証を行うとともに、災害対応要員をできるだけ確保し、各部任務を確実に実行するための有効な方策について検討を行う。

(3) 災害対応のステージ及び対策量を意識した業務継続計画の策定

広域的かつ甚大な災害発生時に、最低限必要な業務の継続と行政機能の早期回復をはかるため、部局を超えた全庁的な業務継続計画（BCP）を作成し、実効性の高い災害対応体制を構築する。

(4) 災害シナリオに応じた応急対応活動の充実・強化

複合災害や激甚ケースを考慮したシナリオも想定し、各シナリオ別の応急対応戦略について検討を行う。

2.1.2. 発災後における防災活動拠点の機能維持

(1) 拠点施設の状況の早期把握に向けた体制の強化

発災直後において、災害対策や避難・救助等の活動拠点として継続的に使用できる庁舎等を早期に把握するため、OB 職員の活用も含めた初動体制の強化について検討する。

(2) 発災後の職務遂行に必要な機能の確保

防災活動に必要な各拠点の機能の再検証および整備をはかるとともに、業務継続計画に基づき、行政機能や医療活動、救助・救援活動、被災者の生命維持等に必要な電源、燃料、飲料水、食料等の確保をはかる。

2.2. 消火・救助体制の充実・強化

2.2.1. 関係活動機関との連携体制の充実・強化

2.2.2. 消火・救助に係る機能の充実・強化

○消火・救助活動における各実働機関の情報連携に係る課題

東日本大震災における消火、救助活動では、各実働機関の情報連携が一部困難であったことから、調整は事実上現場レベルに任されていた。

また、現場では消防、警察、自衛隊など、複数の機関による指揮命令システムが存在する場合があるため連携方策の検討が必要である。

そのほか、甚大な被害への対応に備え、名古屋市の消火、救助に係る機能そのものについても検証する必要がある。

＜強化・充実すべき施策＞

2.2.1. 関係活動機関との連携体制の充実・強化

(1) 要救助者・資機材に関する情報の共有化

消火・救助関係機関が連携し、活動の際に必要な要援護者施設、津波避難施設などの位置情報や、応援要請時における要救助者に関する情報のほか、資機材の情報などについて、共有化および一元化のための仕組みづくりを検討する。

(2) 関係機関への応援要請の効率化

関係機関への応援要請を効率的に行うため、現行の協定の再検証とあわせて、応援要請の具体的な手順について検証する。

(3) 救助・救出の担い手間の連携強化

災害救助技術合同研究会（陸上自衛隊・名古屋海上保安部・愛知県警察本部・名古屋市消防局で構成）において、各機関が保有する救助技術について共有化をはかるとともに、広域的かつ甚大な災害を想定した合同訓練など、救助・救出の担い手が合同で行う訓練を実施する。また、各機関の連携を効率的に実施するため必要な資機材の共有化などを検討する。

2.2.2. 消火・救助に係る機能の充実・強化

(1) 大規模地震火災の延焼防止等に係る消防力の整備

大規模地震火災などに対応するため、耐震性防火水槽の整備や消防団用可搬式ポンプの更新などにより初動対応力の充実をはかる。

また、地震動や津波による浸水などの影響を受けにくい消防施設等の整備と、避難手順の整備について検討する。

(2) 災害規模と対応力を考慮した効率的な救助活動に関する検討

地震被害想定による災害シナリオおよび既存の消防力を考慮の上、震災消防活動規準の見直しを検討する。

また、津波浸水想定区域など、要救助者の置かれた環境を考慮した効率的な救助活動について検討する。

2.3. 医療・救護体制の充実・強化

2.3.1. 関係医療機関との連携体制の充実・強化

2.3.2. 医療施設・活動に係る機能の充実・強化

○行政や医療機関の被災による資源の不足

東日本大震災では、津波により多くの医療機関が同時被災したことや、地震による

ルートの途絶、停電、燃料等の供給不足により、医療カルテの消失、医師や医薬品、医療機器等の確保が問題となった。

また、広域かつ甚大な被害に備えるため、トリアージの実施方法、搬送先の検討、医療機関相互の連携体制、インフラの優先的な復旧など医療体制そのものの強化・充実が求められる。

○長期避難生活における医療救護に係る課題

避難生活の中長期化に伴い、避難者のストレスや健康状態が悪化し、一部の避難所ではインフルエンザ等の感染症が広がった。また、災害時要援護者等の関連死も問題となった。

<強化・充実すべき施策>

2.3.1. 関係医療機関との連携体制の充実・強化

(1) 時間経過に応じた医療・救護体制の整備

発災後の傷病者の診療を効率的に実施するため、傷病者の既往症や服薬などの情報を把握し、救護所等での治療内容を継続した医療に円滑に引き継ぐ方策を検討する。また、名古屋市域医療機関の被災を想定し、被災地域外へ傷病者を迅速に搬送するための後方医療機関との連携および広域搬送の手段等について検討する。

あわせて、医療機関の横断的連携体制の整備を促すことにより傷病者の受け入れ体制の強化をはかる。

そのほか、発災直後から救護班の体制が整うまでの間における消防による応急的な救護所設置・運営に係る救急資器材の整備、および応急対策が終了するまでの間における救急体制の強化をはかる。

(2) 医療資源の情報共有に基づく連携体制の充実・強化

発災直後から避難生活期までの間において、市民に対して診療場所、診療科、診療時間等の医療情報を迅速に提供するための仕組みづくりを検討する。

2.3.2. 医療施設・活動に係る機能の充実・強化

(1) 名古屋市域内外の医師・医薬品・衛生材料等の迅速な受入・供給に関するコーディネート

発災後における医療スタッフ・医薬品・衛生材料などの迅速な受け入れおよび供給のため、平常時から医師会や災害拠点病院との連携や連絡体制を強化するとともに、関係協定やマニュアルの見直し・策定をすすめる。

また、DMAT（災害派遣医療チーム）やJMAT（日本医師会災害医療チーム）との連携を想定した訓練を検討する。

(2) 福祉と医療の役割分担による医療活動の機能確保

福祉分野の充実、災害医療体制確保の側面からも重要であることから、福祉避難所の指定の拡大をはかる。

(3) 遺体の収容、処理及び火葬等の準備強化

被害想定に基づき、あらかじめ遺体安置所および施設要員の確保を検討するとともに、葬祭用品の調達や遺体の輸送に係る既存の応援協定の実効性を確保するため見直しを行う。また、火葬能力および被災を想定した上で、火葬場の確保について検討を行う。

2.4. 避難対策の充実・強化

2.4.1. 避難計画の充実

2.4.2. 避難所運営の円滑化

2.4.3. 帰宅困難者対応の充実・強化

○避難所の受け入れ問題と避難所間格差

東日本大震災では、物資が過剰に届く避難所がある一方で必要な物資が全く届かない避難所が発生するなど避難所間で格差が発生した。

○避難生活の長期化などによる生活機能低下

地震等の災害を契機として生じる「生活不活発病」による生活機能低下や避難生活の中長期化にともなうストレスの発生による健康悪化、感染症の発生など、避難生活においてさまざまな問題が生じた。

○帰宅困難者

東日本大震災では、都士部において駅での滞留者や徒歩帰宅者などにより、各地で混乱が生じた。

<強化・充実すべき施策>

2.4.1. 避難計画の充実

(1) 市民の避難（被災回避）行動計画の充実

新たな津波浸水想定等による避難対象地区等の見直しを考慮の上、市民の避難行動計画を市民行動プランとして策定し周知をはかる。

(2) 地域内（事業所内）の避難計画作成に関する支援

地域の特性をふまえた適切な避難行動や円滑な避難所運営を目的とした行動計画を、地域が主体となって作成できるように、啓発と支援を推進する。

また、事業所などの避難行動計画の作成支援を推進するため、支援方法を検討する。

2.4.2. 避難所運営の円滑化

(1) 避難所ニーズの適切な把握

災害時における避難所ニーズの把握方法を検討するとともに、被災シナリオ等に基づく避難所ニーズの事前検証を行う。

(2) 現行の避難所運営の見直し

被災シナリオに応じた避難所への受け入れ方法やペットの取り扱いなどについて検討の上、避難所運営マニュアルを見直す。

また、避難所開設の長期化を考慮し、災害救助用備蓄物資の種類および配付等に係る取り扱いの見直し、仮設トイレの増設およびプライバシー確保対策などについて検討する。

(3) 医師・保健師による避難所への巡回診療・健康指導の仕組みづくりの検討

感染症、生活習慣病、生活不活発病などの予防・改善、こころのケアなどを目的とした医師・保健師による避難所への巡回診療・健康指導の仕組みづくりを検討する。

(4) 災害時における必要情報を随時提供する仕組みづくりの推進

避難・安否情報や生活関連情報、がれきの処理、応急仮設住宅等の住まいの情報などといった災害時に必要な情報を、避難所等において随時提供する仕組みづくりを推進する。

2.4.3. 帰宅困難者対応の充実・強化

(1) 帰宅困難者対策における行政・産業・鉄道事業者の役割分担の明確化

公共交通機関、防災関連機関等と連携し、帰宅困難者対策における行政・産業・鉄道事業者の役割分担について検討するとともに合意形成をはかる。

(2) 帰宅困難者対策の検証

帰宅困難者対策の検証を行うため、中京都市圏パーソントリップ調査のほか、各鉄道会社の滞留者対応方針調査、事業所等における対応方針の実態調査などの結果に基づく最新データを活用した滞留者等のシミュレーション調査を行う。

(3) 徒歩帰宅支援策の推進

徒歩帰宅者向けの支援物資や配給場所を確保するため、帰宅支援型避難場所の拡充について検討するとともに、市民に徒歩帰宅支援ステーションを周知するため徒歩帰宅支援マップの見直しを検討する。

(4) 買い物客や遠方からの旅行者・出張者等、一時的な滞在者への支援

買い物客や遠方からの旅行者・出張者等、一時的な滞在者に対する支援のため、帰宅支援型避難場所や備蓄倉庫などの整備・確保のほか、ホテルなどの宿泊施設との連携を検討する。

2.5. 物資等供給体制の充実・強化

2.5.1. 緊急物資等の確保

2.5.2. 緊急輸送体制の確保

○物資の不足

平常時の物流拠点の多くが被災することにより、生活物資や燃料などが市民等へ行き渡りにくくなると予想される。

○名古屋市域内外における応援部隊等の進入や災害応急対策活動（物流等）への支障

東日本大震災では、道路ネットワーク・鉄道等の被災や燃料不足等により救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動に支障が生じた。

<強化・充実すべき施策>

2.5.1. 緊急物資等の確保

(1) 物資調達手段の検証

協定事業者からの物資調達方法や配送ルートを検証するとともに、港湾部エネルギー関連施設被災時を視野に入れた燃料確保手段を検討する。

(2) 物流集配拠点の設置と運用マニュアルの整備

緊急物資の集配拠点の設置や運用マニュアルの整備について、物流の専門家である宅配業者や関係機関と協議する。

(3) 応援部隊車両の活用による輸送手段の確保

自衛隊などの応援部隊の車両を活用した輸送手段等についても確保するよう検討する。

2.5.2. 緊急輸送体制の確保

(1) 輸送経路の確保・修復のための機材・車両・作業員等の調達計画の策定

災害発生後、早期に緊急輸送道路の啓開を実現させるため、機材、車両、作業員等の必要量の事前把握と調達方法を確立するとともに、地元建設業界との協力による啓開体制を構築する。

(2) 輸送経路の運用のための物流拠点、交通規制等の計画の策定

災害発生後の救助・救急活動、消火活動、物流確保のため、より適正な緊急輸送道路網の形成をはかるとともに、被害想定を考慮した緊急輸送道路啓開計画の事前策定について検討する。

緊急輸送道路網など災害時に有効活用が期待できる導線を考慮した拠点設定を検討する。

道路啓開後、交通管理者が実施する緊急交通路の指定についても連携をはかる。

2.6. 広域的な連携体制の充実・強化

2.6.1. 広域的な防災関係機関との連携強化

2.6.2. 市民活動団体等との連携強化

2.6.3. 受援体制の整備

○東日本大震災における広範囲の自治体の被災

東日本大震災では、多くの自治体の庁舎が同時被災したため、発災後しばらくは行政機能が十分に働かなかった。また、近隣自治体間の連携も機能しなかった。

○ボランティアの需給に係る課題

東日本大震災では、被災により行政機能等が低下したことから、ボランティアの受入体制の遅れ、需給の不一致などが生じた。

○企業の地域の一員としての役割

東日本大震災では、大規模集客施設で自社施設内の施設利用者を収容し、企業が自らの施設を避難場所として提供して物資の提供等を行うなど、地域の一員としての役割を担った例もあった。

その一方で、交通機関の停止により帰宅困難者となった従業員が地域内の避難所に避難し、混乱を生じた例もあった。

<強化・充実すべき施策>

2.6.1. 広域的な防災関係機関との連携強化

(1) 基幹的広域防災拠点整備の検討

地震による広域的な災害に対してこの地域全体が迅速に対応することにより被害の軽減をはかるため、国・県とともに中京圏における基幹的広域防災拠点の整備に関する検討を推進する。

また、中部圏における各主体の役割の明確化等と連携体制について検討を行う。

(2) 行政機関及び市民活動団体等との相互連携の強化

複数県の自治体が同時に被災するような広域的な大規模災害を想定し、その被害軽減および発災後の早期復旧に向け、自治体間の機能補完や避難者受け入れなどを

目的とした相互連携のほか、各種市民活動団体との連携も含めた広域連携による圏域全体の災害対応力向上について検討する。

2.6.2. 市民活動団体等との連携強化

(1) ボランティア等市民団体の協力を得た災害応急活動体制の構築

ボランティアや市民活動団体が地域の災害対応の担い手として力を発揮するため、受け入れ体制の確立や運用に必要な行政支援の強化・充実をはかる。

また、職員不足が予想される大規模災害発生時において、過去の大規模災害対応を経験した名古屋市 OB 職員やボランティア等市民団体の協力を活用した、災害応急活動体制の構築をはかる。

2.6.3. 受援体制の整備

(1) 東海地震応急対策活動要領等により国が定める各種応援部隊の進入ルートや受け入れに係る事前計画の策定

名古屋市が被災した場合に応援部隊などの受け入れをスムーズに行うため、国や県のほか他の自治体からの応援を想定した事前計画の策定とそのための関係団体との調整を行う。

また、既存の応援協定の内容について検証を行う。

(2) 新たな被害想定等に基づいた活用可能な拠点の設定等の検討

新たな被害想定等に基づき、救助や救援活動の拠点、緊急物資集配拠点、資機材等のストックヤードなど、時系列や需要の変化に応じた効率的な拠点の設定について、オープンスペースの有効な活用を含め検討する。

2.7. 速やかな復旧・復興

2.7.1. 復旧復興体制の強化

2.7.2. 被災者支援制度の整備

2.7.3. 総合的包括的な生活再建・復興体制の整備

○早期生活再建の支援

復興のためには、衣食住だけでなく、医療・職業・教育なども視野に入れた早期生活再建支援策の検討が必要である。

○重要データの喪失

東日本大震災では、庁舎や情報システムの被災等により、行政に関する多くの重要な情報が喪失し、復旧・復興の障害となっている。

○被災者支援のための各種証明書発行

被災者の生活再建支援に必要な、各種証明書については、実施調査も含めできるだ

けスムーズに発行することが求められる。

○オープンスペースの事前利用計画の検討

東日本大震災におけるオープンスペースの利用では、応急仮設住宅の建設用地や復旧・復興事業に必要なストックヤード、応援部隊の集結場所、ボランティア等の活動拠点、被災者への情報ステーションなどさまざまな用途に利用されている。

<強化・充実すべき施策>

2.7.1. 復旧復興体制の強化

- (1) 災害規模及び発災後の時間経過に合わせたスペース利用に係る事前計画の策定
オープンスペースについては、広域避難場所などの災害発生直後の避難スペースのほか、応急対策資機材や災害がれきの仮置き場、応急仮設住宅の建設用地など、時系列や需要の変化に応じて効率的に活用する必要があることから、場所の選定、確保、状況の常時確認および利用方法について検討する。
また、被災シナリオにおける目的に応じた利用計画の策定について検討する。
- (2) 災害シナリオに応じた応急復旧計画の事前設定
大規模災害後の混乱期において応急復旧計画を立案することは困難であることから、被害想定に基づく土地の有効利用や道路復旧等の応急復旧計画について、関係部署との事前協議および策定について検討する。
- (3) 重要データの保護
行政上重要データの喪失を防止するため、確実なバックアップの方法やバックアップデータの保存場所、保存頻度等について検討する。

2.7.2. 被災者支援制度の整備

- (1) 各種証明書の迅速な発行
速やかな復旧活動や生活再建において必要となる各種証明書の迅速な発行のため、証明発行に必要な情報の入手方法を検証する。
特に、生活再建に必要な災害証明書の発行にあたっては、各局における建物損壊認定基準等の統一や現地調査の体制および調査結果の処理方法のほか、コンピュータや区役所庁舎の被災を視野に入れた固定資産税（家屋）データの把握方法や証明書の発行方法などについて検証を行う。
さらに固定資産税（家屋）データと GIS データの融合について、必要性や課題などの検討を行う。

(2) 被災者のライフケアのための準備

り災証明書に係る現地調査の機会をライフケアへ活用する方法等について検討する。

(3) 迅速な応急危険度判定のための体制整備

余震等による二次災害の防止をはかるため、迅速な応急危険度判定に必要な連絡体制の整備や判定士の動員方法などといった実施体制についての検討を行う。

2.7.3. 総合的包括的な生活再建・復興体制の整備

(1) 総合的包括的な生活再建の支援の実施

教育の早期再開、就業の迅速な確保等による総合的な生活再建に向けた体制づくりや計画づくりのほか、長期的な支援を行う方策などについて検討を行う。その際には地域特性に応じてコミュニティの継続を視野に入れる。

市民の生活に直結する応急仮設住宅の建設については、生活の基盤インフラであることから、クオリティも視野に入れつつ総合的な視点で建設主体である愛知県と調整する。また必要戸数を確保するため、建設用地の選定や、配置利用計画について検討を行うほか、民間賃貸住宅の活用など、建設以外の供給方法について、愛知県と調整を行う。

そのほか、応急仮設住宅の円滑な供給を実施するため、建設候補地台帳等を整備するとともに、入居者の募集・決定方法について検討を行う。

(2) 震災復興計画策定・実施体制の確立

震災復興計画の策定に向け、策定手順について検討を行う。

あわせて実施体制の確立および整備方法についても検討を行う。

3. 災害に強いまちづくり ～ 巨大地震に負けない減災のまちづくり ～

南海トラフの巨大地震に対応するためには、「災害に強いまちづくり」をすすめる必要がある。

そのためには、多様な主体の参画により建築物・構造物の耐震化や避難地・避難路の整備を行うとともに、市街地大火の予防をはじめとした減災施策の実施および災害時の都市機能の強化をはかることが求められる。

また、被害想定結果等をふまえ、津波にも対応したまちづくりを検討する必要がある。さらに、早期の復旧・復興に向けた事前準備についても検討していく必要がある。

3.1. 耐震化対策の推進

- | |
|---------------------|
| 3.1.1. 民間建築物の耐震化促進 |
| 3.1.2. 公共建築物の耐震化推進 |
| 3.1.3. 公共土木施設の耐震化推進 |

○建築物の状況

新耐震基準以前の建築物の耐震化の促進が急務となっている。住宅については、特に木造住宅の耐震化が遅れており、また、防災上重要な特定建築物※についても耐震化が遅れている。

(※：建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1号に規定する「多数の者が利用する建築物（学校、体育館、病院、集客施設等）」、同第2号に規定する「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（危険物倉庫や化学工場など）」、同第3号に規定する「地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物」のことを言う)

○公共土木施設の状況

道路については、緊急輸送道路を中心として震災時に避難、消防、救援活動および物資流通の動脈としての機能を十分に発揮できなければならない。河川堤防、護岸施設、土木構造物については、海拔0m地帯などの堤内地盤高が低い地域において地震による沈下や法面の崩壊等により甚大な浸水被害が発生しないよう耐震性向上などの整備をはからなければならない。

さらに、地震時における津波やその後の浸水被害から背後地の住民を守るため、高潮防波堤、防潮壁、水門等についても耐震性の強化などをすすめていく必要がある。

<強化・充実すべき施策>

3.1.1. 民間建築物の耐震化促進

(1) 新耐震基準以前の住宅等の耐震化促進

「名古屋市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅および特定建築物の耐震化の促進をはかる。

住宅については、耐震診断・耐震改修の普及・啓発を行い、木造住宅の無料耐震診断をはじめとする耐震診断・改修助成の利用を促進することにより耐震化の促進をはかる。

特定建築物については、所有者等に対して耐震診断・耐震改修の指導・助言等を行う。特に、多数の者が利用する建築物については、耐震診断助成の利用を促進することにより耐震化の促進をはかる。

(2) 家具固定等の安全対策の促進

誰にでもすぐに取り組める身近な地震対策として、家具・什器の転倒防止に関する知識の普及・啓発をはかるほか、ブロック塀の安全対策など、関連する地震対策の取り組みについても推進する。

そのため、くらしの防災セミナーの実施（防災啓発パンフレットの作成）や市民行動プランの策定および周知により普及啓発をはかる。

(3) 長周期地震動への対応策の検討

名古屋市域内には長周期地震動の影響を大きく受けることが予想される高層・超高層建築物が多く立地していることをふまえ、国の動向を注視しつつ、名古屋市の果たすべき役割について検討する。

3.1.2. 公共建築物の耐震化推進

(1) 市有建築物の耐震化推進

市有建築物のうち、防災拠点施設や災害時要援護者施設については耐震化が概ね完了しているが、その他の市有建築物についても耐震化の早期実現をはかる。

(2) 職務室内の什器固定等の推進

地震発生時の職員の被災防止と業務継続のため、各局執務室内の耐震対策調査を継続することにより什器固定の推進および維持をはかるとともに、職員に対し自宅の耐震化・什器固定等に関する研修を実施すること等により意識啓発をすすめる。

(3) 防災上重要な市有施設のあり方検討

新たな被害想定等を考慮し、防災拠点施設等重要な市有施設についてのあり方を検討し、必要に応じて改築等の対応策を講じる。

3.1.3. 公共土木施設の耐震化推進

(1) 耐震化等の推進

市民の生命、財産、生活を守る上で重要な役割を果たす河川堤防などの土木施設

や、上下水道、道路および橋りょうなどの公共施設について地震対策や津波対策を推進し、被害の最小限化をはかる。

(2) 役割分担と連携

公共土木施設の耐震化推進にあたっては、国、県、市がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携することで公共土木施設の再評価・対策を検討し効率化や早期実現化につとめる。

また、高潮防波堤、防潮壁、水門、岸壁等の補強対策等については、国や名古屋港管理組合への要望および協力要請を行いつつ連携を取りながらすすめていく。

3.2. 災害に強い都市の形成

- 3.2.1. 避難所・避難地・避難路の確保
- 3.2.2. 市街地の防災性向上
- 3.2.3. 津波防災まちづくりの推進

○名古屋市において危惧される被害事象

南海トラフの巨大地震では、長い時間にわたる強い地震動による被害のほか津波による被害の発生が危惧されている。

また、庄内川流域や名古屋港周辺等においては液状化の危険性が高いエリアが存在している。

中心部から2～6kmのベルト地帯（耕地整理区域等）等に火災危険度の高いエリアが存在している。

○都市の防災構造強化の必要性

大規模地震発生時には多種多様な災害の発生が予測されることから、地域の実態に則した災害に強い都市構造の形成は重要かつ喫緊の課題である。そのためには適正な土地利用の規制や誘導、建築物の耐震不燃化、木造家屋密集地域の改善、道路・公園などのオープンスペースの拡大などによる都市の防災構造強化について検討する必要がある。

○地域防災計画とまちづくりの連携強化

地震・津波対策の実効性を高めるためには、地域防災計画とまちづくりの更なる連携が不可欠であることから、関係局が共同して計画を作成することなどにより、一体的かつ長期的な視点で安全なまちづくりに取り組む必要がある。

<強化・充実すべき施策>

3.2.1. 避難所・避難地・避難路の確保

(1) 災害を想定した避難地・避難路のあり方の検討

火災や津波による浸水、液状化、地盤崩壊等さまざまな災害リスクを想定して、

関係局が連携をはかりつつ、避難地・避難路のあり方について検討の上、防災まちづくり計画を策定する。

避難路のあり方については周辺の耐震化の状況等を考慮し、避難地のあり方については応援部隊集結拠点や物資輸送の拠点など防災拠点としての多種多様な活用も考慮して検討し、整備を推進する。

また、避難路沿道・避難地周辺建築物の耐震化・不燃化についても促進をはかる。

(2) 避難地・避難路等を考慮した避難所の再指定の検討

上記(1)をふまえ、現行の避難所の再検証および指定のあり方を検討する。

3.2.2. 市街地の防災性向上

(1) 都心部の防災性向上に関する検討

都心部においては、国や県と連携して防災機能を強化するとともに、公共空間の活用のあり方や避難地の確保、防災活動支援拠点としての機能の強化などについて検討する。

(2) 名古屋駅地区の防災機能の強化に関する検討

ターミナル機能を有する名古屋駅は、多くの人が集まる地区であることから、安心・安全な都市活動を支える都市構造の形成をめざす。そのため、再開発にあわせた公開空地等の整備による一時避難場所の確保や、エネルギー供給機能および情報機能の防災性の向上により、最低限の都市機能を維持した上で、地区業務継続計画(DCP)が可能なまちづくりを検討する。

(3) 密集市街地の整備改善

道路、公園等の都市基盤の整備水準が低く、老朽木造住宅等が密集している密集市街地については、土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業や道路整備などととも、地域特性に応じたまちづくりのルールづくり等により、災害に強い市街地の形成をはかる。

(4) 木造老朽家屋対策

適正な維持管理の観点から問題のある木造老朽家屋の対策について検討する。

(5) 災害リスクを想定した土地利用誘導等のあり方の検討

土地利用や施設整備のあり方等については、火災や津波などの大規模水害による浸水、液状化、地盤崩壊等といったさまざまな災害リスクを想定した上で、関係局が連携をはかりつつ検討を行う。

3.2.3. 津波防災まちづくりの推進

(1) 津波避難施設の確保

最大規模の津波被害を想定し、収容人員や津波の浸水深および到達予想時間等を考慮した津波避難ビルの指定など、必要に応じて津波避難施設の確保をはかる。

また、津波避難訓練の実施や津波避難ビル表示マークの掲示、名古屋市域内の標高表示等の実施に向けた検討のほか、津波に対する避難路についての検討を行う。

(2) 災害リスクを想定した土地利用誘導等のあり方の検討

土地利用や施設整備のあり方等については、火災や津波などの大規模水害による浸水、液状化、地盤崩壊等といったさまざまな災害リスクを想定した上で、関係局が連携をはかりつつ検討を行う。

そのほか、「津波防災地域づくりに関する法律」などの法制度等の活用について検討を行う。

3.3. 復興準備

3.3.1. 復興まちづくりのための準備

○現行の地域防災計画における課題

名古屋市地域防災計画では、被災後すみやかに震災復興計画を策定するとされているが、過去に被災した自治体では大きな混乱の中での策定作業は大きな困難を伴ったことが指摘されている。そのため、震災による被害を想定した都市復興のあり方やその手順を事前に検討しておく必要がある。

<強化・充実すべき施策>

3.3.1. 復興まちづくりのための準備

(1) 復興まちづくり課題の事前理解と必要施策の明確化

過去に名古屋圏で起きた濃尾地震、東南海地震、三河地震、伊勢湾台風のほか阪神・淡路大震災、東日本大震災等での復興事例の教訓をふまえ、被災後の名古屋市特有の復興課題などについて理解するとともに、課題解決のために必要とされる施策を事前に検討する。

(2) 復興まちづくりに向けたプロセスのあり方の検討

応急仮設住宅の供給から復興まちづくりまでの一連のプロセスのあり方について検討するとともに、市街地復興計画マニュアルについても見直しを行う。

4. 地域防災力の向上 ～ すべての人が自ら納得し、行動するしくみづくり ～

災害被害を軽減するには、市民自身の手による災害への備えを地域ぐるみで実施する必要がある。また、災害後の復旧活動を円滑に行うには、地域の体制や地域の構成員をつなぐ仕組みの構築が重要である。そのためには、現行の地域体制や住民と企業が連携した地域ぐるみの共助を促進し、自助を促す減災のための施策をすすめる必要がある。

4.1. 防災意識の醸成

4.1.1. 防災啓発活動の強化

4.1.2. 防災学習の推進

4.1.3. 防災啓発体制の強化

○自然災害への意識の重要性

「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」では、最大限の防災効果を得るためには、社会のさまざまな主体が連携して減災のために行動し、しかるべき安全のための投資を行うことを促進するよう明記されている。

また、津波による甚大な人的被害の発生により、『津波てんでんこ』などの三陸地方の防災文化や、自らが率先避難者となった津波避難行動など、自分の身は自分で守る『自助』の重要性が改めて指摘された。

<強化・充実すべき施策>

4.1.1. 防災啓発活動の強化

(1) 市民の自覚に根ざした自助の醸成

「自然災害の怖さを正しく認識し、自らの身は自ら守る」という自助の自覚を市民に促すとともに、被害想定公表や家庭の備えに関する啓発など必要な取り組みを強化する。

市民行動プランを策定し、「我が事感」や「納得感」のある分かりやすい「被害想定」や災害に対する具体的な対処法について提示する。

(2) 市民の模範となるための名古屋市職員の教育強化

家具固定等の身近な耐震対策において市民の模範となるように名古屋市職員の教育強化をはかるとともに、名古屋市職員が防災に対する取り組みを強化していることをさまざまな場面で広くアピールすることにより、市民の防災気運を高めるような効果的な啓発を拡大する。

4.1.2. 防災学習の推進

(1) 歴史的災害の教訓の伝承と地域の成り立ちの学習の推進

過去の大災害の教訓等に関する資料の収集・整理・活用のため、過去の災害履歴等の調査や歴史的文献調査を実施するとともに、地域における災害伝承および写真等の記録の収集を行う。

また、郷土の自然災害の歴史等を学ぶ機会の確保や市民が過去の災害を知ることができる場の提供について検討する。

(2) 生涯を通じた防災教育の実施

年齢や主体ごとに防災上の役割が異なることから、すべての年代に応じた防災学習の機会を提供する場として、港防災センターを活用した防災普及啓発事業の推進や、生涯学習センター等を活用した市民向け講座等の実施およびその内容について検討する。

4.1.3. 防災啓発体制の強化

(1) 産官学民の連携による防災行動の充実

これまで名古屋市が培ってきた防災に係るネットワークを活かして、地域密着型の多様な主体（行政、教育・研究機関、企業、地域、個人など）が連携し、地域ごとの防災力の強化をめざす。

また、それぞれの主体が平常時から顔の見える関係を構築することにより、常日頃からの情報共有をすすめるとともに、災害時において、同じ活動領域を担う組織どうしで連携がはかれるようにするための取り組みを積極的に推進する。

(2) 普及・啓発・教育・災害対応の拠点整備

平時は、自然災害の怖さや災害対策の必要性を実感でき、災害時には災害対応の拠点として利用することができるような資料館や災害体験館などの整備について検討する。

また、港防災センターなどの既存の地域の活動拠点については、地域の防災サロンとして開放するなど、市民が気軽に利用できる防災拠点をめざした活用を推進する。

あわせて、防災普及啓発の拠点施設に名古屋市内の小・中学生が必ず訪れるようにするなどの工夫のほか、多くの人が集まる仕組みづくりについて検討する。

4.2. 家庭の防災力の向上（自助）

4.2.1. 自宅における防災対策の推進

4.2.2. 家族の防災意識の向上

○住宅の耐震化

住民の生活の場である住宅については、耐震対策をさらにすすめる必要がある。

○防災知識・適切な避難意識の不足

東日本大震災では、津波に対する認識不足などにより避難が遅れた事例、安全だと思っていた避難所で被災した事例、避難の渋滞により車内で津波に巻き込まれた事例などが見うけられた。

災害時に適切な行動がとれるよう個々の防災力を向上・維持するためには、個人それぞれにおいて日頃の環境下で起こりうる災害時の危険を把握し、認識する必要がある。

<強化・充実すべき施策>

4.2.1. 自宅における防災対策の推進

(1) 住宅の耐震化率の向上

市民の生命や財産を守るためには、住宅の耐震性を確保することが重要であることから、住宅の耐震診断・耐震改修の普及・啓発を推進する。

(2) 家庭内での防災・減災対策の推進

くらしの防災セミナーなどを通じ、家具の転倒防止に関する知識や、家庭における食料・飲料水・生活必需品の備蓄などといった家庭で取り組める身近な地震対策について、普及・啓発を推進する。

また、家具固定ボランティアの養成や、実際に行われている防災対策の可視化、防災への取り組みに関する顕彰制度の拡大などといった、普及啓発促進の方策について検討する。

4.2.2. 家族の防災意識の向上

(1) 自宅周辺のハザード認識の推進

地震動、津波、地盤災害などにより引き起こされる地域の災害リスクを市民に周知するため、ハザードマップの見直し等といった公表方法について検討し、市民一人ひとりが自宅周辺のさまざまな災害危険度を理解できるように促す。

また、市民行動プランを作成・公表し、災害時に必要な行動や事前対策を予め想定するよう促すことにより、被害の軽減をはかる。

(2) 日常生活範囲でのハザード認識の推進

自宅周辺と同様に、通勤・通学路のほか、日常的に利用する経路等におけるハザードの認識について促進をはかる。

(3) 避難所・避難経路の確認と連絡手段の多様化の推進

避難所マップ等を活用して、利用する避難所や避難経路および避難路における危険性についての事前確認のほか、災害事象に応じた「避難のあり方」や安否確認のための複数の連絡手段を確認しておくことなどにより、災害時に適切な行動をとることができるよう促す方法について検討する。また、そのための方策として家族防災会議の普及啓発を強化する。

(4) 個々の支援力と受援力の強化

発災時における早めの避難行動を啓発することにより、自助力の強化を促す。

また、平時から被災時の受援について理解を促すことにより、“助け上手”“助けられ上手”な市民を育成し、地域全体の「受援力」を強化する。

4.3. 地域の防災力の向上（共助）

4.3.1. 地域防災の担い手の育成強化

4.3.2. 地域活動の連携・強化

4.3.3. 防災訓練等の充実・強化

4.3.4. 災害時要援護者支援体制の強化

○防災における地域コミュニティの不足

名古屋市では、災害ボランティアコーディネーター養成講座等の実施により地域の防災活動を支える人材を積極的に育成してきたが、災害ボランティア団体等における会員数の減少、会員の高齢化、若手会員の育成不足等のさまざまな問題を抱えている。

○災害関連死の発生

避難生活の中長期化に伴い、ストレスによる健康状態の悪化や、インフルエンザ等の感染症が広がったことなどにより、災害関連死が発生した。

<強化・充実すべき施策>

4.3.1. 地域防災の担い手の育成強化

(1) 消防団の充実・強化

消防団は、地域の総合的な防災力を高めるために果たすべき役割が極めて大きく、またその負担も大きいいため、団員確保のための継続した入団促進対策を推進する。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織の育成および自主防災組織への加入促進をはかる方策について検討する。

(3) 災害ボランティアコーディネーター・防災リーダー等の育成及び活躍の場の提供
平常時は防災知識の普及啓発の率先者であり、発災時は名古屋市域内外からのボランティアの受け入れや活用について中心的な役割を担う防災リーダーや災害ボランティアコーディネーター等の一層の育成強化をはかる。

そのため、災害ボランティアコーディネーター養成講座等の拡充や、育成した人材の活躍の場の提供を検討する。

(4) 消防団員等の危険を回避する避難誘導等に係る行動ルールの作成

消防団員などの地域防災の担い手が災害時の活動中に被災することがないように避難誘導等に係る安全な行動ルールや撤退ルールを作成する。

また、組織間の連携を強化することで各個分担任務の軽減をはかる。

(5) 事業所従業員等の防災スキルの向上

地域の一員である事業所従業員や単身者などの地域との繋がりが希薄な住民が、防災スキルを身につけ災害時における役割を自覚することができるようにするための啓発の強化をはかる。

4.3.2. 地域活動の連携・強化

(1) 地域内の防災の担い手や防災活動の把握による地域防災力の認識

地域の防災力を向上させるためには、住民だけでなく、事業所や市民活動団体等の協力が欠かせないことから、それぞれが互いを知り、理解する機会を創出するとともに、防災リーダー等の人材が活躍の場を得るための取り組みを強化する。

また、あらゆる世代が参加可能な地域イベントの開催促進をはかる。

(2) 事業所における専門知識等を活かしたパートナーシップの構築

事業所が地域に協力できる事項を事前に明示する「地域防災協力事業所表示制度」を引き続き推進し、地域防災力の強化をはかる。

また、地域の企業等が地域の構成員として地域防災に積極的に投資できるような風土を醸成する。

(3) 地域と市民活動団体等を繋ぐ仕組みづくりや人材の活躍の場の設定

防災安心まちづくり事業やNPO等との協働による地域の津波対応力向上事業な

どをすすめることにより、地域、事業所、市民活動団体等が相互理解できる機会の創出をはかる。

(4) 地縁組織の防災活動を推進するための環境整備と経済的な活動支援

自治会、町内会、事業所などで構成する地縁組織の防災活動を支えるため、会員の確保や活動に利用できる施設等の提供および環境整備、活動費用等の経済的な支援のあり方などについて検討する。

(5) 自治会・町内会等の自主防災組織の活性化と災害対応力の強化

防災安心まちづくり事業の推進やくらしの防災セミナーの実施などにより、地域コミュニティを醸成し自主防災組織の活性化をはかるとともに、単身者など地域社会から孤立しがちな人々も含め、地域の住民が溶け込みやすい環境づくりをすすめる。

また、救援を柔軟に受け入れる地縁組織づくりの推進をはかる。

(6) 日常的な地域活動と防災活動の融合促進

地縁組織における災害時に身を守るための避難行動計画や地域が主体者となった避難所運営計画等について、各組織が主体的に議論し、策定していくための支援を強化し、地縁組織による他の活動と防災活動の融合をはかる。

4.3.3. 防災訓練等の充実・強化

(1) 従来型の防災訓練の見直し

津波や大規模火災などさまざまな場面を想定したあらゆる年代が参加する実践的な防災訓練や避難所運営訓練等の実施、地域の実情にあった防災講座等の見直し・充実などについて検討する。

(2) 地域のハザードの確認と対策

地域の構成員が地域のハザードを知りそれを共有するために、構成員自身によるまち歩きや防災マップの作成といった取り組みなどを推進することにより、地域における災害被害の軽減をはかる。

また、防災安心まちづくり事業やくらしの防災セミナーにおいても、まち歩きおよび地域防災マップ作成の取り組みについて推進をはかる。

4.3.4. 災害時要援護者支援体制の強化

(1) 助け合い・支え合いの取り組み支援と個人情報の防災利用

当事者参加による避難支援のあり方の再検討を行うとともに、安否確認方法の多

様化や、災害時要援護者の避難支援に向けた日頃からの助け合い・支え合いの取り組みへの支援についての検討を行う。

また、個人情報防災利用の実現に向けた検討を行う。

(2) 災害時要援護者支援体制の必要性の啓発

誰もが高齢化や傷病などにより災害時要援護者になりえることをふまえ、災害時要援護者を日頃から地域全体で支援する必要性について啓発する。

4.4. 事業所の防災力の向上（企業防災）

4.4.1. 地域との協力体制の構築

4.4.2. 事業所における防災対策の推進

○多数企業で事業の停止・縮小

1995年阪神・淡路大震災や2004年新潟県中越沖地震等において、企業の事業継続を行う上で、業務継続計画の策定をはじめとした事業継続に向けた取り組みの重要性が指摘されてきた。

更に、東日本大震災では、東北地方において生産している製造物を生産・運搬することが困難となった結果、部品等の仕入れが滞ったサプライチェーンが機能停止に陥ったことから、あらためて業務継続計画の有効性が問われた。

自動車など基幹産業の集積度が極めて高い名古屋圏での大規模な震災は、我が国の社会経済に計り知れない影響を及ぼすことから、事業所における事業継続計画策定の必要性が極めて高い。

○行動ルールの浸透不足による帰宅困難者の発生

東日本大震災では、通勤、通学者における発災時の適正な行動ルールが確立していなかったことから首都圏の広範囲な地域で多くの帰宅困難者が発生した。

<強化・充実すべき施策>

4.4.1. 地域との協力体制の構築

(1) 地域における災害対応協力体制の構築

地域防災協力事業所表示制度を推進し地域の協力体制づくりを支援する。

また、発災後に災害対応の担い手となる地域の各種事業者間の連携強化をはかる。

4.4.2. 事業所における防災対策の推進

(1) 耐震補強、什器固定等による従業員等の安全確保

民間事業所等に対して、建物の耐震対策等の促進について啓発するとともに、什器の固定等の身近な減災対策の推進を促す。

(2) 帰宅困難者の発生予防

帰宅困難者の発生を抑えることは、従業員の安全確保や街中での滞留者の発生防止につながると考えられることから、このような考え方について商工会議所などの経済団体と連携して各事業所へ周知をはかるとともに理解を得る。

また、市民行動プラン（企業編）を策定・公表し、従業員の家庭の防災力向上や家族の安否確認手段の周知、水や非常食の備蓄など、職員を職場に留めるための事前準備について協力を求める。

(3) 業務継続力の強化促進

発災時において地域の一員としての役割を担うとともに、事業の継続を通して地域の経済活動や雇用を支えるため、企業に対して事業継続計画（BCP）の策定や企業防災の推進等による自助の促進を働きかける。

4.5. 学校等における防災教育の推進

4.5.1. 教職員の防災意識の向上

4.5.2. 児童・生徒等への防災教育の充実

4.5.3. 保護者への防災教育の推進

4.5.4. 地域との連携強化

○実効性ある防災教育への見直し

東日本大震災では、学校管理下、登下校時、在宅時等のさまざまな場面で児童生徒や園児等の被災が報告されている。一方、平素からの徹底した防災教育により多くの児童等が助かった例もある。

地域コミュニティにおいても、学校を通じた防災力向上の取り組みは重要であることから、学校防災教育のあり方を今一度見直し、地域特性を考慮した防災教材の充実から教職員のスキルアップまで幅広い取り組みを行う必要がある。

<強化・充実すべき施策>

4.5.1. 教職員の防災意識の向上

(1) 防災教育の担い手である教職員研修の実施

教職員に対し、自分たちが児童・生徒等への防災教育の主たる担い手であるとともに、地域の一員でもあることについて一層の自覚を促すため、防災教育に関する教員研修や、避難所についての知識を深めるための研修を実施する。

また、教職員が各学校において起こりうる災害の様相を正しく理解し、災害が発生した場合に、速やかに児童・生徒等の安全を確保できるように定期的に訓練を実施する。

4.5.2. 児童・生徒等への防災教育の充実

(1) 既存教科と総合学習を組み合わせた防災教育の推進

総合的な学習の時間だけでなく教科の授業、校外学習も活用した防災教育を実施する。また、「防災ノート」等を作成し、小・中・特別支援学校での防災教育に活用する。

(2) 地域の危険性に関する子どもたちによる気づきの促進

子どもたちのまち歩き学習等を実施し、地域の危険性に関する気づきの促進をはかる。

(3) 実践的な避難訓練の検討・実施

津波や大規模火災などさまざまな場面を想定した上で、児童・生徒の待機・引取り訓練や避難訓練を実施することにより、学校や保育所の管理下、登下校時、在宅時などあらゆる場面において児童・生徒等の命を守る防災対策を推進する。

(4) 年齢に応じた「自分にできること」の発見・体験の促進

学校での防災教育のほか、県市をはじめとする行政機関や地縁組織等が主催する防災関連イベントなどにおいても子どもの年齢に応じて「自分にできること」を発見・体験できる催しの導入を促す。

(5) 高校生、大学生の地域防災の担い手としての参画の推進

被災時に防災の担い手として期待できる高校生、大学生が地域での防災活動に積極的に参加するような方策について検討する。

4.5.3. 保護者への防災教育の推進

(1) 学校等を通じた保護者等への防災教育の推進

子どもを育てる保護者等に対しても、保育所・幼稚園、小・中学校・特別支援学校等を通じて防災教育を推進する方策を検討する。

特に小・中学校では、児童・生徒が学校で学んだ防災知識を自宅に持ち帰り家族で話し合うこと等により、自宅の耐震対策の推進や防災知識の普及啓発の展開をはかる。

4.5.4. 地域との連携強化

(1) 避難所施設としての学校と地域との連携強化

地域防災力向上の推進や災害時の学校（避難所）の円滑な運営等に資するため、学校と地域の連携強化を推進する。

5. 災害情報の収集・提供体制の充実・強化

～正しく知り、正しく恐れ、正しく対応するために～

災害への備えを促すには、家庭・事業所・地域に対して防災力向上や防災活動推進に必要な情報を十分に提供する必要がある。

また、災害対策活動を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達体制を充実・強化し、市役所内および関係機関との情報共有・連携の強化をはかるとともに、情報通信システム等の機能を強化する方策の具体化に向けて検討をすすめる必要がある。

5.1. 災害への備えを促す防災情報の充実・強化

5.1.1. 防災啓発情報の充実

○市民（家庭）の災害への備えの不足

東日本大震災では、災害イメージの欠如や平常時の備えに関する情報の不足が被害拡大の一因になった。

また、避難生活や生活再建のために必要となる情報の入手が困難であった。

○地域における共助の仕組みや活動内容に関する周知の不足

防災力の向上に関する地域の取り組みについては地域で議論していくことが必要であるが、自主防災組織などの共助の仕組みや活動内容に関する情報が市民や企業等に十分に伝わっていない場合が多い。

○企業における災害に対する準備不足

多くの企業が業務継続計画を策定していない。

また東日本大震災では、多くの帰宅困難者が発生しているが、企業への従業員の留め置きによる帰宅困難者の発生防止などについて、企業防災の観点から検討する必要がある。

○災害時提供情報の入手方法に関する周知の不足

災害時に提供される情報の周知をはかるためには、情報の入手方法や適切な利用方法などに関する受け手側の知識（リテラシー）の向上が必要である。

<強化・充実すべき施策>

5.1.1. 防災啓発情報の充実

(1) 家庭の防災力向上に必要な情報の提供

自助力向上のための防災知識や防災意識向上を促すための情報の提供について充実をはかる。

そのため、市民行動プランを策定・公表するとともに、ハザードマップ等についても見直しをはかる。

また、外国人への対応として、各種マップ類の外国語版の作成や災害時外国人支援ボランティア研修の充実などにより支援の充実をはかる。

災害時要援護者などへの対応として、誰もが理解しやすい情報提供方法について検討する。

避難生活に必要な情報や災害時医療に関する情報のほか、生活再建時に必要となる情報について、項目や提供方法の検討を行う。

(2) 地域防災活動の推進に必要な情報の提供

防災安心まちづくり運動や自主防災組織の活動内容および地域の避難所情報（場所、収容人数、備蓄物資等）などについて、平常時からの周知をはかることなどにより、地域防災力向上のための情報提供の充実と事前周知をはかる。

消防団員等の防災の担い手が災害応急活動に安全に取り組めるように、避難誘導に係る行動ルールや撤退ルールを周知する。

救援・救助や安否確認に有効と考えられる個人情報の防災利用の促進を検討する。

(3) 事業所における防災活動の推進に必要な情報の提供

災害発生後における業務継続や経済活動の早期復旧を支援するための情報のほか、事業継続計画の策定に必要な情報の提供をはかる。

東海地震関連情報発表時に、企業の行動判断を支援するための情報についての充実および周知をはかる。

帰宅困難対応として、災害発生時における従業員の帰宅可否の判断に必要な情報提供のあり方を検討する。

(4) 災害情報の受信力の強化

災害情報を市民一人ひとりが正しく受け取り、迅速、的確な行動ができるように災害時の時間経過に合わせて提供する情報の入手方法、内容、情報の活用方法などを事前に周知し、受信力の強化をはかる。

5.2. 災害時の情報収集・伝達体制の充実・強化

5.2.1. 発災後の経過に応じた情報収集・整理体制の充実・強化

5.2.2. 関係機関との情報共有・連携の強化

5.2.3. 市の情報収集・伝達力の充実・強化

5.2.4. 情報通信システムの強化

○災害の各段階で必要となる情報の整理

発災後に必要な情報項目やその収集・整理体制については、前兆期・発災直後・応急対策期・復旧・復興期それぞれごとに検証する必要がある。

○円滑な防災活動を行うために必要な情報の管理

災害発生直後は、参集可能な人員、利用可能な施設・オープンスペース、資機材等

の情報収集が困難になるので、これらの情報を迅速に収集する体制を整備する必要がある。

○情報の収集・伝達、関係機関間での共有に必要なシステムの被災と整備不足

東日本大震災では、通信インフラの被災や停電により、正確な津波の規模や避難に関する情報等を十分に伝達できなかったことが、被害拡大の一因となったと考えられている。

○発災後における通信手段の途絶による情報空白期の発生

東日本大震災では、通信手段の途絶により現地からの情報収集や現地部隊への指示および住民等への情報提供などが出来なかった時期があった。

<強化・充実すべき施策>

5.2.1. 発災後の経過に応じた情報収集・整理体制の充実・強化

災害発生後の状況変化に応じた対策を適切に実施するため、発災後の時間経過に応じて必要となる情報を効率的に収集・整理する仕組みの構築について検討する。

【前兆期】

(1) 東海地震予知情報等への対応と情報体制の強化・充実

前兆期に発表される可能性がある東海地震予知情報等の収集・伝達体制や、情報を入手した場合の対応について再検討する。

また、市民、事業所および名古屋市の各組織への情報提供体制の強化について検討を行う。

【発災直後】

(1) 名古屋市域の被害概況や救助・救援要請等を迅速に把握するための体制・手段の検討・強化

高所監視カメラの更新や、震災時の道路情報共有システムの運用により情報収集体制の強化をはかるとともに、地震被害予測システムの機器更新や、道路情報の収集・提供手法について検討を行う。

ヘリテレ映像・航空・衛星写真利用による被害把握手法や被害・要請情報の集約整理方法についても検討を行う。

(2) 被災者等への情報の提供手段の充実

津波浸水域の状況などを考慮の上、同報無線の増設について検討する。

(3) 関係機関における情報共有体制の強化

東日本大震災の状況などを参考にした上で、防災行政無線網の更新や防災用携帯

電話や衛星携帯電話の更新および拡充について検討する。

(4) 孤立地域、孤立避難所の把握と情報伝達手段の確保

孤立地域や孤立避難所を迅速に把握するため、地域および避難所との情報連絡手段の確保等について検討する。

【応急対策期】

(1) 迅速な医療救護活動の実現に向けた情報収集・共有の仕組みの構築の検討

名古屋市医師会等と緊密な連携をはかりつつ、災害時医療救護等に関する協定や災害時活動マニュアルの内容について検証を行う。また、医療機関との情報連絡について充実をはかるため、マニュアルの策定等について検討を行う。

(2) 避難所開設・運営に係る情報収集体制の強化

避難所開設・運営情報の収集体制の検証や避難所と区本部の連絡体制について検討するとともに、地域防災の担い手との連携による情報収集能力の充足をはかる。

(3) 災害時要援護者の状況に関する情報収集能力の強化

行政、福祉事業者のほか地域防災の担い手との情報共有や連携強化をはかるとともに、災害時要援護者の状況に関する情報の収集能力を強化する方策について検討を行う。

(4) 被災者のニーズ等に関する情報収集の強化

地域防災の担い手との情報共有や連携強化をはかるとともに、被災者が必要とする物資その他のニーズに関する情報の収集能力を強化する方策について検討を行う。

(5) 緊急輸送等に係る被害・規制情報などの収集・共有体制の強化

道路管理者、交通管理者間の連携強化をはかるとともに、緊急輸送等に係る道路被害・交通規制その他の情報を収集・共有する方策について検討を行う。

【復旧・復興期】

(1) 防災関係機関が講じている施策に関する情報収集・提供方法の強化・充実

防災関係機関が保有する復旧・復興施策情報の共有体制の構築について検討する。

(2) 被災者が必要とする生活支援情報の収集・提供体制の強化・充実

地域防災の担い手との連携などにより必要情報の収集・提供体制の強化・充実を

はかる方策についても検討する。

5.2.2. 関係機関との情報共有・連携の強化

(1) 災害初期からの防災関係機関との情報連携体制構築

必要な情報項目や、情報伝達の流れおよび情報共有手段について再整理するとともに、事前に防災関係機関に周知する。

(2) 迅速な復興対策の実現に向けた産業界との情報連携体制の構築

関係団体に対し、企業防災の推進および情報連絡体制の確立に向けた協力要請をすすめる。

(3) 速やかな通信回線の復旧に向けた通信事業者との実効性のある事前協定の締結

通信事業者との連携体制の調整と実効性のある事前協定の締結について検討を行う。

(4) 報道機関との情報共有・連携の強化・充実

災害発生時の情報伝達手段として有効な映像情報等を効果的に活用するため、報道機関の視点から災害情報発信のあり方を考慮し、名古屋市と報道機関との災害情報の共有について協議を行うとともに、全庁的な災害広報マニュアルの作成について検討する。

また、報道機関との連携による広域的な広報等について充実をはかる。

5.2.3. 市の情報収集・伝達力の充実・強化

(1) 名古屋市の防災活動や業務継続に必要な情報の事前整備と職員への周知

必要な情報項目や、情報伝達の流れおよび情報通信システムの運用方法の再整理を行うとともに、防災訓練等を通じて重要情報の確認と周知をはかる。

(2) 職員への情報収集・伝達訓練の充実

情報システム取扱い訓練の実施により、災害情報の収集・伝達ノウハウの獲得や連絡活動のスキルアップをはかる。

(3) 市民・事業者からの情報収集体制の整備と関係部局内の情報共有体制の構築

市民・事業者から寄せられる被害情報、緊急輸送情報および要望などについて迅速に収集する体制を整備するとともに、関係部局内での情報共有化の仕組みを構築する。

- (4) 市民が必要とする情報を迅速かつ分かりやすく提供する仕組みの構築
災害広報マニュアルの早期整備などについて検討する。

5.2.4. 情報通信システムの強化

- (1) 災害概況及び応急対策実施に必要な情報を即時把握するためのシステムの構築
災害対策活動態勢の早期確立や応急対策の円滑な実施に必要な情報を収集・共有
および管理する方策について検討する。
また、即時被害予測と実際の被害状況を重ね合わせる方策について検討する。
- (2) 情報の収集・伝達、共有に必要な情報通信システムの強化・充実
地震の揺れによる各種情報システムの被災を防止するため、データの多重化や重
要な情報システム機器を設置している建物および通信回線の耐震性強化をすすめる。
また、各防災活動拠点施設に長時間の停電に対応できる非常電源を整備するとと
もに自家発電施設の耐震化および津波対策の実施をはかる。
さらに、名古屋市域内の防災関係機関における情報の共有化・一元化の仕組みの
構築について協議するとともに、消防救急デジタル無線の整備と併せ、無線回線を
愛知県高度情報通信ネットワークに接続することにより広域的な通信基盤を整備す
る。
- (3) 発災後の確実な通信手段の確保
大規模停電などで通信回線やシステムが利用不可能となった場合において、無停
電化、多重化および衛星回線の強化など、新たな被害想定を勘案した通信インフラ
の整備について検討するとともに、人的な情報伝達の手段についても検討する。
- (4) 情報伝達手段の多様化
災害発生直後においても確実な通信が可能となるように地域特性や利用場面に
応じた多様な通信手段（衛星携帯電話、ワンセグ放送、緊急速報メール、広域無線
LAN、防災行政無線、コミュニティ FM 等）による情報収集・伝達体制を構築・強
化する。
また、メール等の PUSH 型手段による市民一人ひとりに確実に届く情報の提供
やホームページ等の PULL 型手段によるきめ細やかな情報の提供のほか、SNS
（ソーシャルネットワークサービス）の利用についても検討する。

参考資料

(1) 地震対策専門委員会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

	氏 名	所 属 等
委員長	福 和 伸 夫	名古屋大学教授
委 員	加 藤 孝 明	東京大学生産技術研究所准教授
〃	隈 本 邦 彦	江戸川大学教授
〃	鈴 木 康 弘	名古屋大学教授
〃	田 中 淳	東京大学大学院教授
〃	飛 田 潤	名古屋大学教授
〃	古 村 孝 志	東京大学大学院教授
〃	松 尾 一 郎	環境防災総合政策研究機構 理事
〃	吉 井 博 明	東京経済大学教授

(2) 各分科会 委員名簿

地震災害調査・検証分科会（五十音順・敬称略）

	氏 名	所 属 等
会 長	古 村 孝 志	東京大学大学院教授
副会長	鈴 木 康 弘	名古屋大学教授
委 員	越 智 繁 雄	内閣府参事官
〃	鷺 谷 威	名古屋大学教授
〃	夏 目 吉 昌	愛知県防災局防災危機管理課長
〃	野 田 利 弘	名古屋大学教授
〃	福 和 伸 夫	名古屋大学教授
〃	水 谷 法 美	名古屋大学大学院教授
〃	護 雅 史	名古屋大学准教授
〃	横 田 崇	気象庁気象研究所 部長
〃	名古屋市職員	

災害対策検討分科会（五十音順・敬称略）

	氏 名	所 属 等
会 長	田 中 淳	東京大学大学院教授
副会長	飛 田 潤	名古屋大学災害対策室教授
委 員	伊 藤 克 己	愛知県防災局災害対策課長
〃	小 倉 真 治	岐阜大学大学院教授
〃	柄 谷 友 香	名城大学准教授
〃	木 村 玲 欧	兵庫県立大学准教授
〃	小 林 勝 則	東邦ガス株式会社総務部総務グループ 防災チームチーフ 課長
〃	坂 本 敦	名古屋鉄道株式会社鉄道事業本部計画部管理課長
〃	高 橋 健 也	東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部 管理部 総務課 課長
〃	高 橋 立 夫	独立行政法人 国立病院機構 名古屋医療センター 統括救急部長
〃	三 重 和 宣	近畿日本鉄道株式会社 名古屋輸送統括部 運輸部運行課長
〃	水 野 人 志	中部電力株式会社 名古屋支店 総務部 総務・広報グループ課長
〃	吉 村 輝 彦	日本福祉大学准教授
〃	名古屋市職員	

災害に強いまちづくり分科会（五十音順・敬称略）

	氏 名	所 属 等
会 長	福 和 伸 夫	名古屋大学教授
副会長	加 藤 孝 明	東京大学生産技術研究所准教授
委 員	小 池 則 満	愛知工業大学准教授
〃	秀 島 栄 三	名古屋工業大学大学院准教授
〃	三 宅 和 彦	愛知県建設部住宅計画課 主幹
〃	村 山 顕 人	名古屋大学大学院准教授
〃	山 口 豊	愛知県建設部都市計画課 主幹
〃	名古屋市職員	

防災力向上分科会（五十音順・敬称略）

	氏 名	所 属 等
会 長	福 和 伸 夫	名古屋大学教授
副会長	隈 本 邦 彦	江戸川大学教授
委 員	伊 藤 徹	名古屋商工会議所 総務部長
〃	宇佐見 比呂志	愛知県防災局防災危機管理課 主幹
〃	加 藤 孝 明	東京大学生産技術研究所准教授
〃	川 口 淳	三重大学大学院准教授
〃	栗 田 暢 之	NPO法人レスキューストックヤード 代表理事
〃	坂 本 敦	名古屋鉄道株式会社 鉄道事業本部 計画部 管理課長
〃	鈴 木 宏 行	愛知県経営者協会 企画・海外グループ 部長
〃	関 谷 直 也	東洋大学准教授
〃	高 橋 健 也	東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部 管理部 総務課 課長
〃	三 重 和 宣	近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部 名古屋輸送統括部 運輸部 運行課長
〃	中 村 弘 佳	名古屋市社会福祉協議会 地域福祉推進部 部長
〃	丹 羽 邦 彦	愛知県防災局災害対策課 主幹
〃	松 尾 一 郎	環境防災総合政策研究機構 理事
〃	名古屋市職員	

災害情報検討分科会（五十音順・敬称略）

	氏 名	所 属 等
会 長	吉 井 博 明	東京経済大学教授
副会長	松 尾 一 郎	環境防災総合政策研究機構 理事
委 員	五十嵐 信 裕	名古屋テレビ放送株式会社 報道局ニュース情報センター長補佐
〃	関 谷 直 也	東洋大学准教授
〃	武 居 信 介	中京テレビ放送株式会社 報道局報道部 担当部長
〃	原 田 信 一	愛知県防災局災害対策課 主幹
〃	福 和 伸 夫	名古屋大学教授
〃	横 田 崇	気象庁気象研究所 部長
〃	名古屋市職員	

(3) 委員会及び分科会の開催の経過

